

医学論文、学術集会発表およびデータベース作成における 患者プライバシー保護に関する指針

倫理委員会委員長 木原和徳

患者のプライバシー保護は、医療者に求められる責務である。一方、症例の研究により国民の健康、福祉の向上に貢献することも医療者の努めである。医学論文、学術集会およびデータベース作成において症例の研究を進めつつ、対象となる患者のプライバシー保護に十分に配慮し、患者が特定されることのないよう留意しなければならない。患者の情報を保護することは、医療従事者に求められる法的義務であるが、今般、個人情報保護法が施行されたことにより、同法が定義する個人情報の保護につき、新たな指針を本学会員に対して示すものである。

以下は、日本泌尿器科学会において採択された、医学論文、学術集会発表およびデータベース作成における患者プライバシー保護に関する指針である。

- 1) 患者個人を特定することが可能な、氏名、患者番号、イニシャルまたは「呼び名」は記載しない。
- 2) 患者の住所は記載しない。但し、疾患の発生場所が病態等に関連する場合は、区域までに限り記載してもよい。(千葉県、千葉市など)
- 3) 日付は、臨床経過を理解する上で必須のことが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月日まで記載してよい。
- 4) 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定できる場合、診療科名は記載しない。
- 5) 既に他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。但し、救急医療などで搬送元の記載が不可欠な場合はこの限りではない。
- 6) 顔写真を提示する際には目を隠す。
- 7) 画像情報、病理検査、剖検などに含まれる、症例を特定できる氏名や番号などは削除する。
- 8) 以上の配慮をしても特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者自身(または遺族か代理人、小児では保護者)から得るか、当該医療関連施設の倫理委員会(設置されていない場合は本学会倫理委員会)の承認を得る。
- 9) 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)(平成16年12月28日)による規定を遵守する。
- 10) この指針に反していたことが判明した場合、学会は「論文取り下げ」等の措置をとるとともに、当該学会員に対して、学会の規定に基づき対処する。
- 11) この指針は、関連学会の指針等との整合性を図るため常時見直しを図るとともに、必要に応じて検討を加え、改正を行うものとする。